

【素案（その1）】

県民しあわせプラン
第三次戦略計画(仮称)

第1編 基本的な考え方

第2編 政策・事業体系(施策編)

〔政策部主担当抜粋版〕

平成22年9月

三重県

目 次

第1編 基本的な考え方.....	1
はじめに 第三次戦略計画の策定の趣旨.....	3
第1章 第二次戦略計画の総括と今後の課題.....	4
1 第二次戦略計画の総括.....	4
2 時代環境の変化と県政の課題.....	13
第2章 第三次戦略計画の基本的な考え方.....	17
1 県政展開の基本～めざすべき社会像の実現に向けて～.....	17
2 県政展開の方向.....	21
第3章 計画の推進にあたって.....	23
第2編 政策・事業体系（施策編）.....	27
(1) 政策部長関係分	
4 4.1 土地の計画的な利用の促進.....	28
4 4.2 水資源の確保と効率的な総合利用.....	30
4 4.3 エネルギー対策の推進.....	32
5 1.2 広域的な連携・交流の推進.....	34
5 2.4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進.....	36
5 2.5 I Tの利活用におけるサービスの高度化.....	38
5 5.2 交通網の整備.....	40
(2) 理事（地域支援担当）関係分	
5 2.2 分権型社会の実現.....	42
5 3.1 地域の特性を生かした地域づくり.....	44
(3) 東紀州対策局長関係分	
5 3.3 東紀州地域の振興.....	46

第1編

基本的な考え方

第1編 基本的な考え方

はじめに 第三次戦略計画の策定の趣旨

県では、2004年（平成16年）3月に、おおむね10年先を見据えた県政のめざすべき将来像とその実現に向けた道筋を示した総合計画「県民しあわせプラン」を策定しました。

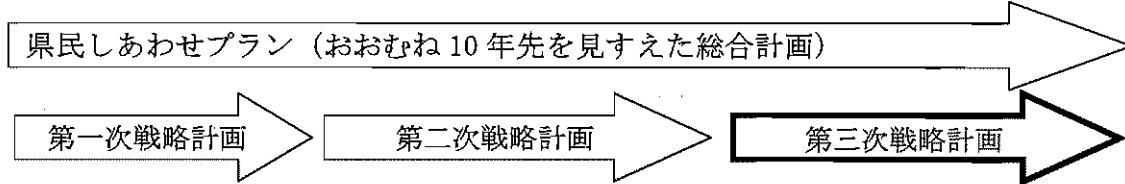
そして、「県民しあわせプラン」の「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を「県民が主役となって築く」という基本理念を具体化するために、第一次戦略計画（2004年度（平成16年度）～2006年度（平成18年度））および第二次戦略計画（2007年度（平成19年度）～2010年度（平成22年度））を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」（以下「第三次戦略計画」と表します）は、「県民しあわせプラン」の総仕上げとして、第二次戦略計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代環境の変化などを見極めつつ、「県民しあわせプラン」の掲げる基本理念を具体化するための取組を示す第三次の実施計画です。

○計画期間

2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までの4年間です。

2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------



○計画の構成

（その1）

第1編：計画の基本的な考え方です。第二次戦略計画の総括と今後の県政の課題、計画の進め方などをまとめています。

第2編：「県民しあわせプラン」に掲げる19の政策を実現するための県の取組を体系化した政策・事業体系のうち、施策をまとめています。

（その2）

第3編：「県民しあわせプラン」に掲げる19の政策を実現するための県の取組を体系化した政策・事業体系のうち、基本事業をまとめています。

第4編：施策や基本事業を推進するために行う効果的な行政運営と、行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く）の取組内容です。

第5編：県民の皆さん安心や満足を築いていくことをねらいとして、限られた行政経営資源をより効果的に投入し4年間に重点的に取り組むものです。

第1章 第二次戦略計画の総括と今後の課題

1 第二次戦略計画の総括

県では、「県民しあわせプラン」を実現するために、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）まで、第二次戦略計画の目標達成に向けた取組を進めるとともに、厳しい雇用経済情勢に対応した「緊急雇用・経済対策」に取り組んできました。これらの取組について、実績をふまえた総括は、次のとおりです。

（1）「重点的な取組」および「施策」等の達成状況

第二次戦略計画においては、「重点的な取組」として、県の関わり方の違いから、「重点事業」と「みえの舞台づくりプログラム」の二つに分けて進めるとともに、60の施策について取組を進めました。また、厳しい雇用経済情勢に対応した「緊急雇用・経済対策」に取り組んできました。

（重点事業）

重要かつ緊急に対処すべき課題に対応し、その解決に貢献できる効果的で必要性の高い事業を選定した22の「重点事業」については、県が主体となって行政経営資源を重点的に投入し、国際競争力の核となる先端的産業や高度な研究開発機能の誘致、地域防災力向上等の自然災害対策、神宮式年遷宮に向けた観光の魅力づくり、幹線道路網の整備などを進めました。

また、2009年度（平成21年度）には、新型インフルエンザ対策を新たに重点事業に位置づけて取り組むなど、県民ニーズや外部環境の変化などをふまえた対応をはかりました。

取組の実績や目標の達成度等から見ると（「2010年版県政報告書」より）、「進んだ」「ある程度進んだ」とするものが20事業と9割を超え、おおむね順調に進んでおり、一定の課題解決につながっていると考えています。しかし、「あまり進まなかつた」とされた「児童虐待への緊急的な対応」、「不法投棄等の是正・防止対策の推進」をはじめとして、重点事業の目的達成に向けて一層の取組を進めることが求められています。

（みえの舞台づくりプログラム）

これまでの手法では解決の難しい課題や将来に向けての布石となるテーマに対して、多様な主体の参画を得て、役割を分担して挑戦していく11の「みえの舞台づくりプログラム」では、次世代育成を支援する企業や団体による取組、地域や企業、市町が一体となった環境への取組、市町や地域など多様な主体による自立・持続可能な地域づくりに向けた取組などが展開されています。

これまでの取組において、多様な主体の参画に広がりが見られるとともに、連携・協働を進めるしくみや組織づくりが進むなど、プログラムの枠組みそのものが広がっています。しかし、事業の進捗状況や成果が県民の皆さんにとってわかりにくい

といった指摘もあります。

(施策)

60の「施策」については、目的からの評価、数値目標の達成状況、施策展開のコスト等から見ると（「2010年版県政報告書」より）、「進んだ」「ある程度進んだ」とするものが、2009年度（平成21年度）の実績で53事業と約9割となっており、おむね順調に進んでいます。

一方で、例えば、地域医療の分野などに関しては、県民の皆さんのが実感と施策の進展状況には差が生じており、目標設定のあり方などについて検討することが求められています。

(緊急雇用・経済対策)

2008年（平成20年）秋以降の厳しい雇用経済情勢に迅速かつ的確に対応するため、2009年度（平成21年度）および2010年度（平成22年度）に「三重県緊急雇用・経済対策推進方針」を策定し、第二次戦略計画の関連施策に加えて、雇用、経済、生活の三つを柱として、緊急を要する雇用・経済対策を実施してきました。

雇用対策としては、緊急雇用事業の実施など雇用創出に取り組むとともに、県内各地で就職面接会を開催するなど、雇用機会の創出に取り組みました。また、離職者等の総合的な相談窓口となる求職者総合支援センターを四日市市と鈴鹿市に設置するとともに、職業訓練等による就労支援に取り組みました。

経済対策としては、セーフティネット資金の拡充などにより中小企業等への資金供給の円滑化を行うとともに、県内企業のチャンスづくりのため、中小企業の販路開拓や設備投資の支援などに取り組みました。

また、農林水産業分野における円滑な雇用促進をはかるため、体験研修の開催や農業法人等での雇用拡大への支援などに取り組みました。

生活対策としては、生活資金の融資や住居確保のための手当ての創設など離職者や低所得者等に対する生活支援などを実施するとともに、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して奨学金の貸付などに取り組んできました。

これまでの取組により、約9,000人の新規雇用がなされるなど、県内の雇用経済情勢の安定化に一定の成果を上げています。

今後とも、国、市町等と連携しながら、雇用経済情勢に応じた対策を講じていく必要があります。

(2) 「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像ごとの進捗状況

第二次戦略計画による取組を進めてきた結果、「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像の実現に向けて、これまでにどう進捗したのかをまとめると次のとおりです。

(一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会)

県内の経済情勢は、北勢地域を中心に、液晶や半導体、自動車関連産業等における活発な設備投資などを受け、2004年度（平成16年度）、2005年度（平成17年度）の実質経済成長率が2年連続で全国1位となるなど、2008年度（平成20年度）前半まで好調に推移してきました。

しかし、2008年（平成20年）秋に発生した世界同時不況の影響を受けて経済情勢は急激に悪化し、「平成20年度三重県民経済計算速報（早期推計）」によると、2008年度（平成20年度）の県内総生産は、対前年度比で、名目では9.5%減、実質では7.9%減となり、ともに7年ぶりのマイナス成長となりました。また、雇用情勢についても、全国上位で推移してきた有効求人倍率が、2009年（平成21年）6月に0.40倍と過去最低を記録するなど急激に悪化しました。

このため、県では、緊急的な雇用・経済対策を最優先の課題と位置づけ、厳しい雇用経済情勢に迅速かつ的確に対応するため、平成21年度および平成22年度に「三重県緊急雇用・経済対策推進方針」を策定し、国の対策と連動して、「緊急雇用・経済対策」を2008年（平成20年）12月から8次にわたり切れ目なく実施してきました。

現在、県内経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の厳しい経営状況、弱い状態が続く消費、デフレや円高の進行、海外景気の下振れ懸念など先行き不透明な状況です。また、雇用についても一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい情勢が続いています。

こうした中で、中長期的な視点として、知識集約型産業構造への転換が重要であることから、2008年（平成20年）3月に設置した「高度部材イノベーションセンター（AMIC）」等を中心に、産学官の連携による研究開発などの取組を進めるとともに、国際競争力の核となる先端的産業や高度な研究開発機能の誘致を進めました。こうしたことから、経済情勢が急激に悪化する中でも、先端的産業分野の製造品出荷額は堅調に伸び、国際競争力の核となる先端的産業の集積が着実に進展しています。

さらに、地域産業の振興については、関係機関と連携して「みえ地域コミュニティ応援ファンド」や「みえ農商工連携推進ファンド」を創設し、地域資源を活用したビジネスの創出や農商工連携体による新たな事業への支援を行った結果、三重県の特色を生かした数多くの事業が創出されています。

農林水産業をとりまく状況は、担い手の不足・高齢化、価格の低迷などにより、依然として厳しい状況が続いているが、三重ブランドによる県産農林水産物の高付加価値化や首都圏等における販路拡大を進めるとともに、地域の食材、食文化等を生かして地産地消や食育を推進する取組が進みつつあります。

一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会へ向け、人権施策の推進や女性のチャレンジ支援に取り組んできましたが、未だ人権侵害が発生しており、また、女性の社会参画が進んでいない分野も残っています。

また、次代を担う子どもや若者をとりまく状況として、いじめ、ひきこもりなどの問題を抱えています。さらに、子どもの将来が家庭の経済状況に影響されるとい

う指摘もされています。そうした中で、子どもや若者が夢や希望を持ち、それに挑戦できる環境づくりを進めています。

学校教育においては、「人間力」を高めるという視点を大切にした「みえの人づくり」を進めてきました。小学校1、2年生での30人学級、中学校1年生を基準とした35人学級など少人数教育の推進や指導方法の工夫改善を進めるとともに、乳幼児期から中学校までの校種間の連携による「育ちのリレー推進会議」や地域と連携した学校づくり、学校経営品質向上活動の充実などに取り組みました。こうしたことから、「学校に満足している児童生徒の割合」（学校生活についてのアンケート・教育委員会）は年々上昇しています。

一方、子どもたちの学力や学習意欲の低下が懸念されており、学力の定着・向上に向けた一層の取組が必要となっています。

若者の自立支援については、2007年（平成19年）に「若者自立支援センター」を開設するとともに、「若者就労支援ネットワーク」を設置するなど、地域の多様な主体が連携して、若者の自立を包括的に支援する体制づくりが進んでいます。しかし、厳しい雇用経済情勢の中で、若者の経済的、社会的な自立に向けた取組をさらに充実していくことが求められています。

文化やスポーツを通じた自己実現のため、生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組んできました。

三重県の文化振興の拠点となる新県立博物館の整備については、「三重の文化振興方針」（2008年（平成20年）3月）や「新県立博物館基本計画」（2008年（平成20年）12月）等に基づき、県民の皆さんとともに博物館活動の構築に向けた取組を着実に進めています。

また、スポーツの振興については、総合型地域スポーツクラブの設立、運営等への支援などに取り組んでおり、2009年度（平成21年度）には世界新体操選手権三重大会を開催しました。2010年（平成22年）9月には「日本スポーツマスターズ2010三重大会」を開催します。

このように、県の取組は着実に進みつつありますが、世界同時不況の影響による雇用経済情勢の悪化もあって、人と経済の元気さという点では、その成果を県民の皆さんのが実感するまでにはいたっていません。雇用経済情勢における持ち直しの動きを確固たるものにするため、地域や経済の元気の回復に向けて一層の取組を進める必要があります。

（くらしの安全・安心が確立された社会）

近年、台風などに伴う局地的大雨や国内外における大規模な地震などの自然災害の発生が相次ぎ、国内外で甚大な被害が発生しています。県内においても、毎年のように局地的大雨による被害が発生するとともに、東海・東南海・南海地震などの大規模地震の発生が懸念されるなど、自然災害の脅威に対する不安感が高まっています。

このため、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、防災対策を総合的かつ計画的に

推進するための「三重県防災対策推進条例」を2009年（平成21年）3月に制定するとともに、防災意識の向上、防災施設・基盤の整備、防災関係機関との連携体制の強化などに取り組んできましたが、引き続き、自然災害全般に対する総合的な対策が必要です。

交通安全対策については、四季の交通安全運動など啓発活動を実施するとともに、交通安全施設の整備や、悪質・危険な違反に対する取締りの強化、シートベルトの着用の徹底などに取り組んできました。しかしながら、未だ年間に多くの県民が交通事故により死傷しているという厳しい情勢にあり、また高齢者が当事者となる交通事故が年々増加しています。

地域安全対策については、街頭パトロールや検挙活動の強化、自主防犯活動団体の育成・支援などに取り組むとともに、交番・駐在所の整備など活動基盤の充実を行ってきました。その結果、県内の刑法犯認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるものの、県民の身近で発生する街頭犯罪、侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあるほか、凶悪犯罪や振り込め詐欺等の県民に不安を与える犯罪の発生が後を絶たず、県民の皆さんの治安に対する不安全感の解消にはいたっていません。

また、2007年（平成19年）、2008年（平成20年）には、県内で食品の不適正表示が相次いで明らかになり、食の安全・安心が脅かされる事態となりました。このため、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定するとともに、食の安全を確保するための啓発や監視指導体制の強化に取り組みました。

さらに、医師等の不足や偏在などによる診療科の休止や地域の救急医療体制の弱体化など、地域医療に対する不安が高まっています。県では、市町や三重大学等と連携し、医療従事者の確保や医療資源の有効活用に向けた取組を進めていますが、依然として医師、看護師等の不足は深刻な状況にあり、引き続き地域医療体制の充実に向けた取組を進める必要があります。県立病院については、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざして、県立病院改革に取り組んでいます。

子どもをとりまく環境の変化を受けて、これまで複数の部局等が担当していた子どもに関する政策を統合して実施する「こども局」を2008年度（平成20年度）に新設するとともに、延長保育等の特別保育の実施や放課後児童クラブの設置促進、仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備など、子育て家庭への支援や子どもの成長に応じた「子育て」の途切れのない支援に取り組んできました。また、子どもの権利を大切にし、子どもの育つ力を見守り、大切に育む「子育ちを支える視点」に立った条例の制定に向けた取組を進めています。一方、児童虐待については、制度の改正を受け、市町の相談体制等の強化に取り組んできましたが、2010年（平成22年）4月には重篤な児童虐待事件も発生しており、早期発見、再発防止に、より一層取り組むことが求められています。

高齢者が元気に暮らし続けられるよう、市町における地域包括ケアの取組や特別養護老人ホーム等の施設整備に対する支援等を行ってきましたが、施設への入所待機者も多く、引き続き支援が求められています。

また、障がい者が地域で自立した生活をおくることができるよう、就労に向けた支援やグループホーム等の居住の場の確保に努めていますが、障がい者の自立をとりまく環境は依然として厳しい状況です。

環境問題は、地球温暖化への対応、生物多様性の保全などの地球環境問題や森林整備などの自然環境問題、廃棄物や大気・水環境などの生活環境問題まで、幅広くその重要性が認識されてきています。県では、多様な主体の連携のもと、温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の減量化・適正処理、レジ袋の削減、森林の再生など持続可能な循環型社会の創造に向けて取り組んでいます。しかし、2007年度（平成19年度）の県の温室効果ガス排出量が基準年度（1990年度（平成2年度））に比べ17.5%増となるなど多くの課題も残されています。

このように、くらしの安全・安心という点では、各分野で、地域、企業、行政等が連携し、地域の安全・安心を支える取組が進みつつありますが、今なお、県民の皆さんのが「安全・安心」を実感できるまでにはいたっていません。

（助け合い、ささえあいによる絆社会）

絆の原点である「家族」では、未婚化・晩婚化が進むとともに、少子化が進んでいます。また、核家族・単身世帯が増加しています。

身近な「地域」では、地域の特色や個性が失われ、住民の地域への誇りや愛着が弱まりつつあり、人と人との絆、人と地域との絆が薄れてきています。また、担い手の不足等により、中山間地域をはじめとして高齢化が進む地域では、社会・経済基盤が弱体化し、経済面のみならず、くらしの面でも地域間の格差が見られます。

特に、過疎化が深刻な東紀州地域や伊勢志摩地域の南部、中南勢地域の中山間部では、人口減少と相まって集落機能の低下が進むとともに、農地や山林等の適切な保全・管理が大きな課題となっています。今後、交流・定住人口の拡大やコミュニティの維持・再生を促進することなどが一層求められています。

また、いわゆる「平成の市町村合併」により県内は69市町村から29市町に再編されました。合併市町においては、合併時に策定されたそれぞれの市町村建設計画に基づき新しいまちづくりが進められており、県として、合併後の新しいまちづくりへの支援を行うとともに、合併後の状況や課題の把握に努めてきました。

さらに、三重県内の外国人登録者数は、2009年（平成21年）末現在、49,076人で、初めて減少に転じましたが、県内総人口に占める外国人の比率は2.58%と高いことから、引き続き、多文化共生に向けて取り組んでいくことが重要となっています。

こうした中で、「文化力」を生かした自立・持続可能な地域づくりである「美し国おこし・三重」の本格的な取組を開始しました。地域固有の資源やアイデンティティを再確認し、継承・創造することで、自らの手で自らの地域をよりよいものにしようとする芽が育つつあります。

また、第62回式年遷宮に向けた諸行事などが行われる中、「三重県観光振興プラン」に基づき、情報発信や誘客事業等を積極的に展開したことにより、観光入込客も伊勢志摩、東紀州地域を中心に増加の傾向にあります。なかでも、東紀州地域に

においては、熊野古道センターに加え、2009年（平成21年）7月に紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」がオープンするなど、集客交流に向けた拠点整備が整うとともに、高速道路の延伸や料金の休日割引、熊野古道の世界遺産登録5周年記念事業などにより、2009年度（平成21年度）の熊野古道来訪者数が初めて20万人を突破しました。

一方、2008年（平成20年）2月に新名神高速道路（亀山JCT～草津田上IC間）が、2009年（平成21年）2月に紀勢自動車道（大宮大台IC～紀勢大内山IC）が開通するなど、県内の幹線道路網の整備が進められ、中部圏・近畿圏との産業、文化、観光面での交流・連携の拡大がはかられています。

このように、絆社会の形成の点では、交流・連携の基盤整備が着実に進むとともに、多様な主体による地域資源を生かした自立・持続可能な地域づくりに向けた取組が広がりつつありますが、希薄化している家庭・地域の絆の維持・再生や高齢化・過疎化が著しい過疎地域等の活性化に取り組むことが喫緊の課題となっています。

以上のように、めざすべき三つの社会像の実現に向けた第二次戦略計画の取組は着実に進展し、多様な主体との連携・協働のもと地域の課題解決が進められていますが、2008年（平成20年）秋以降の県内の雇用経済情勢の急激な悪化や、産業構造の変化、家族・地域の変容に伴う「絆」の希薄化などにより、県民の皆さんがあながめざすべき社会を実感できる状況にはいたっておりません。

引き続き、「県民しあわせプラン」で掲げためざすべき社会像の実現に向けて、一層の取組を進める必要があります。

（3）第二次戦略計画の基本的な考え方の総括

① 「文化力」

第二次戦略計画では、「文化力」を政策のベースと位置づけ、経済と文化のバランスのとれた政策に転換することとして、政策を見直し、施策、事業等を推進してきました。

その結果、農山漁村の再生に取り組む地域リーダーや犯罪被害者の支援活動に携わるボランティアなどの人材の育成・活用を進める取組、生産者、消費者および学校等が連携し地域の食材、食文化等を生かして地産地消や食育を推進する取組、地域資源の掘り起こしやものづくりの技術に磨きをかけることにより地域産業を振興する取組など、「人間力」、「地域力」、「創造力」に着目したさまざまな取組が展開されています。

また、2009年度（平成21年度）には、全国高等学校総合文化祭、世界新体操選手権、熊野古道世界遺産登録5周年記念事業などの多彩なイベント等により、三重県の「文化力」を県内外に発信しました。

こうした中で、2009年（平成21年）を“文化力立県”元年と位置づけて、「美し

「国おこし・三重」を本格的にスタートさせるとともに、これを契機に「文化力」を生かした取組をさらに推進することとしています。

「^{うまい}国おこし・三重」は、「文化力」を生かした自立・持続可能な地域づくりをめざして、その地域ならではの埋れた魅力の再発見、磨き上げを行うとともに、県内各地で既に展開されている地域づくりの取組等をさらに加速させていくものです。地域づくりを担う多様な主体で構成する「^{うまい}国おこし・三重」実行委員会により、地域課題の解決に向けた取組への支援などが進められています。

今後は、「文化力」を高め、生かすための舞台づくりのため、さらなる創意工夫により取組を深化させ、県民の皆さんができるようしていくことが重要です。

②「新しい時代の公」

“しあわせ創造県”を「県民が主役」となって築いていくため、県民の皆さんと行政が共に「公」を担うという「新しい時代の公」を県の仕事の進め方のベースとして取り組んできました。第二次戦略計画では、多様な主体の参画を前提に、どの主体が担うべきか、県はどういう役割を果たすべきかといった観点から、すべての事業を見直しました。

こうした中で、地域社会全体で子育ち・子育てを支える取組や県立図書館、生涯学習センター等の機能を充実させる取組などにおいて、県民の皆さんや地域の団体、企業、高等教育機関など多様な主体の参画が進みました。また、新県立博物館の整備や自然環境を守り育てる活動などでは、事業の企画段階から県民の皆さんのが参画が進みつつあり、取組の内容や活動する分野にも広がりが生まれています。さらに、企業・団体等と協定を締結することで、防災や環境などの分野においてきめ細かで効果的な公共サービスの提供が可能となるしくみづくりが進んでいます。

このように、県民の皆さんと行政とが共に「公」を担うことで、住みよい地域社会をつくろうとする取組が進められていますが、その一方で、県民の皆さんの自主的な取組を持続・定着させることなどの課題もあります。

③地域政策（県土づくり・地域づくり）

第二次戦略計画では、市町村合併など「県民しあわせプラン」策定後の地域をめぐる状況変化をふまえ、県域全体を対象とした「県土づくり」においては、県が行政の主な担い手となり、県域よりも狭いエリアを対象とした「地域づくり」においては、市町が行政の主な担い手となる「地域政策」の考え方を示しました。その上で、「地域づくり」における県の役割は、市町の自発的な「地域づくり」の支援、補完であるとしました。

（「県土づくり」の取組）

「県土づくり」については、「県域全体または県域を越えた視点」、「地域資源の利活用の視点」、「基盤整備の視点」の三つの視点から、取組を展開してきました。

「県域全体または県域を越えた視点」からは、中部圏および近畿圏、紀伊半島などの関係府県等との間で広域連携の取組を展開するなど、県単独では解決が難しい課題への対応を進めてきました。中部圏および近畿圏に関しては、各圏域の広域地方計画策定に係る協議会に参画し、中部圏において本県のソフト・ハードの事業等を計画に位置づけるなど一定の役割を果たすとともに、計画の具体化に向け、関係機関と一体となってフォローアップを行っています。また、伊勢湾の保全、再生に向けて、国の機関や東海三県一市が連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく取組を推進するとともに、紀伊半島三県の共同により「世界遺産登録5周年記念事業」などの事業にも取り組んできました。このように、観光や環境の分野をはじめとした県域を越える広域連携の取組が広がってきています。

「地域資源の利活用の視点」からは、「産業集積の活用」面において、先端的産業の集積や研究開発機能、ものづくりの技術などの産業分野における地域資源を生かし、企業の先端的な研究開発を促進するとともに、成長産業分野をはじめとした企業誘致活動に取り組んできました。「自然・文化の活用」面においては、特色ある農林水産品などの地域資源の付加価値を高めたり、優れた県産品のブランド化や農商工連携による新商品の開発などが進んでいます。さらに、伊勢神宮や熊野古道など全国・世界レベルの資源を活用し、2013年（平成25年）の式年遷宮に向けて効果的な情報発信や魅力的な観光地づくりを行うとともに、熊野古道センターや紀南中核的交流施設など東紀州地域の集客交流拠点の機能を最大限に生かし、観光・交流産業の振興に取り組んでいます。

こうした地域資源の利活用の取組は全県的に広がってきており、取組の効果を県域全体に波及させる上で資源の結びつけや取組の連携を一層強め、全国や世界に発信していくことが重要となっています。また、「美し国おこし・三重」のように県内各地の資源を結びつけて全県的に展開していくという動きもあります。

「基盤整備の視点」からは、新名神高速道路や紀勢自動車道等の高速道路の整備により県域における一体性が高まり、地域を越えた県民の活動が活発に展開されるようになってきています。

こうしたことから、「県土づくり」については、「産業集積活用ゾーン」と「自然・文化活用ゾーン」の二つのゾーン（振興方向）の考え方で展開してきましたが、これから「県土づくり」については、県域全体を「産業集積の活用」と「自然・文化の活用」の両面の振興方向でとらえていく必要があります。

（「地域づくり」の取組）

「地域づくり」については、2008年（平成20年）5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」に基づき県の役割を果たすため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組と「美し国おこし・三重」の推進を通じ、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう取り組みました。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」では、「地域づくり」の課題解決に向けた情報共有などにより市町の自主的な取組等を支援しました。また、権限移譲の進め方について市町と協議を行うとともに、地方分権の推進に向けた啓発等にも取り組みました。

また、「美しき国おこし・三重」については、実行委員会の取組の全県展開により、地域の課題やビジョンを話し合う座談会の開催や自発的な地域づくりグループの登録・支援が進められるなど、自立・持続可能な地域づくりに向けた環境整備が進みつつあり、自分たちの住む地域をより良くしようとする県民の自発的な取組の広がりが期待されています。

一方、こうした取組にも拘わらず、身近な地域社会においては、少子高齢化の進展や地域産業の疲弊により地域活力の低下が進み、地域の特色や独自性が失われつつあります。また、雇用形態の変化や単身世帯の増加等に伴い家庭や地域の絆が薄れ、中山間地域だけでなく、都市部においても社会・経済基盤の弱体化が進むことが懸念されています。とりわけ高齢化・過疎化が著しい過疎地域や離島地域などでは、地域の担い手が不足し、コミュニティ機能の維持が難しくなってきています。

地域をとりまくこれらの状況は、今後さらに厳しさを増していくことが懸念され、県と市町が連携を一層強めながら、県民の皆さんとともに地域課題の解決に取り組み、活気があり、安全で安心して住み続けられる地域にしていくことが必要です。

2 時代環境の変化と県政の課題

第三次戦略計画においては、国内外の環境変化をふまえ、県政としてとらえるべき時代認識と課題を改めて次のとおり整理しました。

(1) 時代の峠

今、わが国は時代の大きな「峠」を迎えてます。

経済のグローバル化や新興国のめざましい経済成長などを背景に、工業社会から知識社会への転換や雇用形態の変化が進む中で、新しい成長産業や成長戦略が見通せないこと、安定した雇用を確保できないことによる不安感、閉塞感が漂っています。特に、2008年（平成20年）秋に発生した世界同時不況は、県内の雇用経済情勢を急激に悪化させ、将来の経済や雇用に対する不安感、閉塞感を増幅させることとなりました。

また、本格的な少子高齢化や人口減少が進みつつある中で、人口の自然増や右肩上がりの経済成長を前提に構築されてきた公的年金、医療保険などの社会保障にひずみがもたらされるとともに、子育てや子どもの教育に対する不安、地域医療に対する不安、福祉・介護に対する不安など、県民の安心を支えるセーフティネットが弱体化し、将来のくらしの安心に対する不安感、負担感が高まっています。

さらに、度重なる自然災害の発生や後を絶たない凶悪犯罪等の発生などにより、将来のくらしの安全に対する不安感が高まっています。また、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの地球規模でのテーマから、廃棄物や大気・水環境などの身近なテーマにいたるまで、環境問題に対する意識が高まっており、今後、経済と環境との調和をどのようにはかっていくのか、難しい課題を抱えています。

一方で、くらしの原点である「家族」では、少子化や未婚化・晩婚化が進むとともに、核家族・単身世帯が増加し、家族のすがたが大きく変容しつつあります。また、身近な「地域」では、地域の特色や個性が失われ、住民の地域への誇りや愛着が弱まりつつあり、人と人との絆、人と地域との絆が薄れてきています。また、担い手不足等により、中山間地域をはじめとして高齢化が進む地域では、地域の社会・経済基盤が弱体化し、経済面のみならず、くらしの面でも閉塞感が高まりつつあるとともに、地域間の格差が見られます。都市部においても、地域の活力の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。

このように、経済や人びとのくらしをとりまくさまざまな側面で不安感、閉塞感が漂い、私たちはまさに「時代の峠」に直面していると言えます。こうした状況を克服していくためには、将来に希望を持ち、安全で安心して暮らすことができる社会をめざすという視点が大切となっています。

(2) 雇用の創出と地域経済の活力再生

三重県の実質経済成長率は、これまで好調に推移していましたが、2008年（平成20年）の世界同時不況の影響により、7年ぶりに対前年比7.9%減（実質）と大きく低迷しました。現在、県内経済は一部回復の動きがあるものの、未だ先行きは不透明な状況です。

雇用情勢についても、有効求人倍率は、過去最悪を記録した2009年（平成21年）から持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。

産業構造の転換が進むにつれ、求められる人材も変化しつつあることから、職業相談・情報提供などの就労支援や職業能力の開発、働きやすい環境づくり等を充実するとともに、企業のニーズをふまえた雇用対策、人材育成、さらには、キャリア教育の推進による勤労観・職業観の育成に取り組んでいくことが必要です。

一方、雇用を確保し、持続的に地域を発展させていくためには、競争力のある産業の振興が不可欠です。文化力でいう「新しい知恵」により、次々とイノベーションが生み出される仕掛けづくりや、環境・エネルギー関連分野など将来にわたって成長が期待される産業育成に取り組み、新しい雇用を創出する必要があります。

また、「独自の知恵」により、地域で育まれた技術等をもとにした商品開発や技術開発、地域資源を活用した農商工連携や観光まちづくりの取組などにより地域に密着した産業を育成するとともに、医療、介護、健康など生活に密着した産業を育成することで、地域の活力再生につなげ、雇用を維持、創出していく必要があります。

さらに、担い手の不足・高齢化、価格の低迷など厳しい状況が続いている農林水産業においても、更なる高付加価値化や多面的機能の増進をはかり、成長への潜在力の発揮や需要喚起に結びつけていく必要があります。

(3) 安全で安心できるくらしの再構築

近年、県民のくらしの安全・安心が揺らぎかねない事件・事象が発生しています。

子どもをとりまく状況として、児童虐待の相談件数の増加や子育て家庭の経済環境の悪化など多様な問題が浮かび上がっており、地域の団体や企業等と行政が一体となって子育てや子どもの育ちを支援する取組を進める必要があります。

若年者層においては、新卒者の就職難、不安定な雇用環境、所得の低下など厳しい状況にさらされており、こうした状況が未婚化・晩婚化の進行に大きな影響を与えているとの指摘もされています。

また、地域医療に関して医師等の不足や偏在が顕在化しているほか、新たな感染症への対応なども求められています。

さらに、地震や土砂災害、洪水など自然災害対策の重要性がますます高まっており、自助・共助を軸とした地域防災力の向上と、それを支える防災施設の整備など公助の取組が求められています。

県民に大きな不安を与える凶悪犯罪が後を絶たず、県民の身近なところで発生する犯罪も高い水準で推移していることから、これら犯罪への対応も必要です。また、消費生活についても、消費生活相談対応や消費者教育・啓発とともに、悪質な事業者への指導がさらに必要となっています。

地域のコミュニティにおいては、住民の地域への誇りや愛着が弱まりつつあり、地域における助け合い、ささえあいの機能が低下していることが指摘されています。こうした中で、若者のひきこもりや老人の孤独死が増加するとともに、子育ての悩みや不安を抱え込んだ親が家庭内でトラブルを引き起こすなど、社会的に孤立する人びとが増えており、いわゆる「無縁社会」の広がりが社会問題となっています。

また、少子高齢化や人口減少が進展する中山間地域においては、医療、交通、防災などくらしのさまざまな面で住民の不安が高まっています。

一方で、従来からある地域社会の地縁、血縁によるつながりに加えて、住民の自発的な地域づくりやNPO活動の活発化により多様な絆が地域で育ちつつあり、こうした住民やNPO主体の活動は、地域の絆の維持・再生に重要な役割を果たすものと期待されます。

(4) 環境問題への対応

地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素など温室効果ガスの削減が国際的な課題となっています。また、温暖化との関連が指摘されているいわゆる「ゲリラ豪雨」などの異常気象による自然災害の発生により、県民のくらしが脅かされています。

また、新興国の経済発展や人口増加を背景に、今後、ますますエネルギー需要が増大するのではないかとの指摘もあります。

このため、環境・エネルギー関連分野を新たな成長産業ととらえた上で、環境負荷の少ない資源循環型社会、低炭素社会への転換や再生可能エネルギーの導入を一層進めるとともに、生物多様性や森林の保全活動を多様な主体の参画のもとで広げていくことが重要です。また、廃棄物をはじめ、大気・水環境などの身近な環境問

題に対しては、県民一人ひとりが自らの問題として関心を持ち、ライフスタイルをゼロベースで見直し、具体的な改善行動につなげていくことが求められています。

(5) 地域主権社会の実現に向けて

国は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の構築をめざす「地域主権改革」に取り組んでいます。

国の地域主権改革の方向性は、「県民しあわせプラン」のめざす「地域主権の社会」の構築や「新しい時代の公」の実現と方向を同じくするものです。

こうした動きを契機に、国とも協調しながら、「県民しあわせプラン」の「地域主権の社会」の構築を確固たるものとしていくことが重要です。

このため、全国知事会等と連携しながら、地方から国に対して積極的な提案を行い、「地域主権改革」に的確に対応していくとともに、県としても自らの行政能力を高めていくことが重要となっています。

また、県と市町との連携強化、役割分担の見直しなど、県と市町の対等・協力の関係構築を一層進めることも重要です。

第2章 第三次戦略計画の基本的な考え方

1 県政展開の基本～めざすべき社会像の実現に向けて～

県では、「県民しあわせプラン」の「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を「県民が主役となって築く」という基本理念のもと、「一人ひとりが力を發揮し、経済や産業が元気な社会へ」、「くらしの安全・安心が確立された社会へ」、「助け合い、ささえあいによる絆社会へ」のめざすべき三つの社会像の実現に向けて施策、事業等を進めてきました。

また、一人ひとりが自らの思いをもとに、自主的に地域に関わり、地域をつくっていく「地域主権の社会」の実現に取り組んできました。

第三次戦略計画では、「県民しあわせプラン」策定後の7年間にわたる取組や残された課題をふまえ、引き続き、「県民しあわせプラン」がめざす三つの社会像の実現に向けて、県民の皆さんのが将来に希望を持って生きられる舞台づくりを進めています。

(1) 希望の舞台づくり

少子高齢化と人口減少の同時進行、環境・エネルギーの制約、グローバル化の進展などの構造的な変化に加えて、地域の経済基盤の弱体化、雇用の不安定化、年金、医療などのセーフティネット機能の綻び、自然災害の頻発、コミュニティなどの「絆」の希薄化などにより、経済や人びとのくらしをとりまくさまざまな側面で不安感、閉塞感が漂っています。

こうしたことから、第三次戦略計画では、「県民しあわせプラン」の基本理念のもと、県民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、その能力を高め、發揮する中で、将来に希望を見出し、希望の実現に向けて、多様性と創造性に満ちた活動をすることができ、また、安全で安心したくらしを営むことができ、家族や地域などさまざまな絆が育まれ、助け合いやささえあい、あるいは新たな価値の創造がなされている「希望の舞台づくり」に取り組みます。

(2) 「希望の舞台づくり」のベースとなる考え方

第三次戦略計画においては、「希望の舞台づくり」を県民の皆さんや地域とともに展開していくため、「県民しあわせプラン」の基本理念のもと、「文化力」に基づく政策を「新しい時代の公」にふさわしい進め方で展開するとともに、市町をはじめとする地域の多様な主体との連携・協働のもとで「地域政策」を推進することにより、めざすべき社会像の実現に向けて取組を進めています。

① 「文化力」による政策展開

経済発展を最優先し効率を追求しすぎたことにより、地域や社会でさまざまなひずみが顕在化している今だからこそ、社会のひずみを解消し、一人ひとりが元気で、地域が輝く社会の実現をめざして、「文化力」を政策のベースに位置づけ、

経済合理性や効率性など経済的価値に基づく判断だけでなく、文化的な価値に着目し、経済と文化のバランスのとれた政策へと転換していくことがますます重要なっています。

このため、こころ豊かに生きるための一人ひとりの力（人間力）、たくさんの人之力が集まって、地域の魅力や価値を高める力（地域力）、人間力や地域力の源泉になる、新しい知恵やしくみを生み出す力（創造力）の三つの側面に着目して、「文化力」を政策に生かしていきます。

「文化力」の考え方に基づき、「希望の舞台づくり」を進めています。

一人ひとりが生きる喜びや生きがいを感じられ、「こころが元気に」なるように、県民の皆さんのが自らの力を発揮し、夢や目標に向かって取り組むことができる舞台づくりを行います。

また、自立・持続可能な地域づくりが展開され、「地域が元気」になるように、県民の皆さんのが地域において、人づくりや防災・防犯、福祉、環境などさまざまな分野で活動できる舞台づくりを行います。

さらに、新しい知恵や独自の知恵を生かした新たな商品・サービスが生み出され、「産業が元気」になるように、活発な産業活動が行われる舞台づくりを行います。

特に、「^{うまい}美し国おこし・三重」を中心に「文化力」の考え方に基づく取組を加速させることで、「文化力」の向上により地域の自立・持続的な発展をめざす“文化力立県”を推進します。

② 「新しい時代の公」による政策展開

産業構造や雇用形態の変化、価値観の多様化などが進む中で、家族や地域で育まれている助け合い、ささえあいといった絆の中で、人びとは安心を感じ、モラルを高め、成長することができます。また、家族や地域の繋がりを超えて、社会の構成員として貢献したいとの思いの中で、NPO活動やボランティア活動、民間企業の社会貢献活動などが広がるなど、多様な主体が参画し、連携した多様な絆が広がりつつあります。

こうした絆は、他者に貢献することの喜びという価値基準で形成されるもので、競争による効率性の追求や需要と供給で決定される経済原理では充足されることのない張り合いとうるおいをもたらします。そして、何よりも公共サービスをより質の高いものとするための基本的な支えとなるものです。

こうしたことから、さまざまな絆が自発的に再生・醸成されて、すべての人がそれぞれのライフステージで、「公」を担う地域社会の一員として自己の能力や意欲、ライフスタイルに応じて、地域をより良くしようとする活動に参画し、地域で期待される役割を果たしていくことができる「希望の舞台づくり」を進めています。

このため、「^{まち}美し国おこし・三重」を中心に多様な主体による“県民運動”と位置づけ、市町と連携・協働しながら、県民の皆さんのが取組に参画できる機会を広く提供することにより、県民の皆さんのが「地域づくり」の舞台を提供していきます。

す。

また、多様な主体との連携・協働や地域の課題に取り組む県民の自主的な活動の輪がさらに広がるように、第二次戦略計画の取組の中で培ったノウハウやネットワークを生かして、施策・事業等を推進するとともに、取組の継続的な改善や新たなしくみづくりを進め、「新しい時代の公」にふさわしいパートナーシップの形成をはかっていきます。

③「地域政策」による政策展開

「希望の舞台づくり」のフィールドである地域については、県域よりも狭いエリアを対象とした「地域づくり」と県域全体を対象とした「県土づくり」の二つの方向で地域政策に取り組んでいきます。

一人ひとりが自らの思いをもとに、自主的に地域に関わり、地域をつくっていく「地域主権の社会」を実現していく上で、「地域づくり」は住民に最も身近な基礎自治体である市町が行政の主な主体となり、「県土づくり」は広域自治体としての県が行政の主な担い手となります。「地域づくり」と「県土づくり」は相互に密接に関連していることから、県は、「三重県地域づくり推進条例」の基本理念のもと「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組などを通じて市町との連携を一層強めながら、取り組んでいきます。

(地域づくりの取組方向)

市町には、地域経営の総合的な主体として、個性的で活力と魅力ある「地域づくり」を進めていくことが期待されています。

県としては、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組を行うとともに「美し国おこし・三重」の取組などを通じて、自立・持続可能な地域づくりを促進し、地域の自主性・自立性を醸成していきます。

具体的には、引き続き、法律等で規定されている事業を行う主体として「地域づくり」に参画するとともに、県域全体に共通する課題の解決に資するもの、「県土づくり」に大きく貢献するもの、あるいは地域資源の掘り起こしや結びつけにより全県的な政策課題の解決につながるものなどについて、市町等の自発的な「地域づくり」の取組をこれまで以上に支援、補完し、県の役割を果たしていきます。

また、第二次戦略計画においては、地理的条件の制約や過疎・高齢化の進展などにより地域の活力が著しく低下した東紀州地域を、多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりのあるくらしが実現できる地域ととらえ、県政の最重要課題の一つとして東紀州地域の振興に重点的に取り組んできたところです。一方、過疎・離島地域等については、法律等に基づき一定の対策を講じてきたところですが、依然として厳しい状況にあります。こうした条件不利地域については、過疎・高齢化の流れが今後さらに加速し、地域の活力のさらなる低下が懸念されることから、こうした条件不利地域を抱える市町に対しては、交流・定住人口の拡大やコミュニティの維持・再生を促進するなど、自立に向けた支援等の取組を充実し、県の役割を果たしていきます。

(県土づくりの取組方向)

「県土づくり」については、県土を構成する多彩な地域が活力や魅力を十分発揮できるよう、引き続き、「県域全体または県域を越えた視点」、「地域資源の利活用の視点」、「基盤整備の視点」の三つの視点から活力と魅力にあふれた県土を実現していきます。

a) 「県域全体または県域を越えた視点」

取組の対象や事業の効果が県域全体や県域を越えた広域に及ぶ施策、事業を展開することにより、県単独では解決が難しい課題等に対応していきます。特に、中部圏、近畿圏の結節点に位置していることから、戦略的な産業集積や大規模災害への対応、伊勢湾の再生など、県域の振興や安全・安心の基盤づくりにつながる事業を中部圏、近畿圏の府県等と連携して進めていきます。

b) 「地域資源の利活用の視点」

県域全体や県域を越えて地域資源の利活用を進める観点から、「地域づくり」で掘り起こされた地域資源をさらに磨き上げ、結びつけ、広く発信することなどにより、それぞれの地域の魅力や元気が増し、県域全体の活力が高まるよう取り組んでいきます。

特に、「美し国おこし・三重」^{うまい}の取組において掘り起こされた、それぞれの地域資源を結びつける取組を進めます。

c) 「基盤整備の視点」

県域を越えた交流、連携を活発にするための高速道路網などの交通基盤等の整備や県民の安全・安心を支え、くらしを豊かにする森林などの自然環境の保全、広域的な防災施設等の整備に取り組みます。また、地域資源の利活用をさらに進めるため、「新しい知恵」、「独自の知恵」といった知的財産の保全・創造等に取り組みます。

一方、県内全域において、多種多様な地域資源を利活用し、結びつけていくことがますます重要となっていることや、交流圏域のさらなる広域化や高速交通基盤の整備の進展、I C T（情報通信技術）の普及などにより、ヒト、モノ、情報の流れが一層拡大していることなどから、県域全体で産業集積や自然・文化といった地域資源の利活用を進め、県土全体の発展につなげていきます。

2 県政展開の方向

「県政展開の基本～めざすべき社会像の実現に向けて～」をふまえ、次の方向を基本としながら「希望の舞台づくり」に取り組んでいきます。

(1) 政策・事業体系に基づく総合的な取組

「希望の舞台づくり」の観点から特に次の点に留意しつつ、政策展開の基本方向(五つの柱)に沿って政策・事業体系に基づく取組を総合的に進めます。

- 県民一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を生かして自らの力を最大限発揮できるような環境づくりなど、次世代育成を進める必要があります。取組にあたっては、子どもたちの成長を地域社会全体で支えていく視点や若者たちがこう生きたいという思いを実現できるという視点が重要です。
- 総合的な雇用対策や成長分野の産業育成など、いきいきと働く場づくりを進める必要があります。取組にあたっては、再チャレンジできる環境づくりの視点や新たな需要の創出を地域課題の解決に結びつける視点が重要です。
- 地域の福祉・医療を支えるソフト・ハードの基盤整備や、災害や犯罪に強い地域づくりなど、安全で安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。取組にあたっては、多様な主体の連携により社会的な孤立の防止に取り組むなど、地域社会全体で生活の安全・安心を支えていく視点が重要です。
- 持続可能な循環型社会を次世代に継承していく観点から、地球温暖化の防止対策など低炭素社会づくりから、森林など自然環境の保全、生活環境の保全まで幅広い環境対策に取り組む必要があります。取組にあたっては、環境・エネルギー関連分野を新たな成長産業ととらえる視点や農林水産業の持つ多面的機能を維持増進する視点が重要です。
- 地域における多様な絆の維持・再生や地域資源の活用により地域の魅力・価値を高める取組を進める必要があります。取組にあたっては、市町や県民の自主的な地域づくりを促進する視点や広域的な交流・連携を支える基盤整備の視点、高齢化・過疎化が著しい地域の再生に取り組む視点が重要です。

(2) 重点的な取組

第二次戦略計画では、県の関わり方の違いから、22本の「重点事業」と11本の「みえの舞台づくりプログラム」の二つのしくみに分けて重点的な取組を進めてきました。

第三次戦略計画では、「希望の舞台づくり」に向けて着実に計画を推進していく上で、限られた行政経営資源をより効果的に投入する必要があることから、「重点事業」と「^{うまい}国の絆プログラム」の二つのしくみを設け、引き続き「選択と集中」をはかります。

ア 重点事業

県民の不安や不満を解消し、めざすべき三つの社会像を実現する上で、特に重要なかつ緊急に対処すべき課題を解決するため、必要性が高く効果的な事業として実施していきます。

イ 美し国^{うみ}の絆^{くずし}プログラム

人と人、人と地域、人と自然など多様な絆の維持・再生を進めることにより、地域の活力や魅力の向上をはかり、活気があり、安全で安心して住み続けられる地域を創造するため、より効果的に地域課題の解決をはかる取組を「美し国^{うみ}の絆^{くずし}プログラム」として組み立て、全庁的に展開していきます。

(3) 雇用経済情勢への的確な対応

県内の雇用経済情勢は依然として厳しい状況が続いていることから、第三次戦略計画においても、こうした状況をふまえ、引き続き、雇用・経済対策に取り組んでいきます。

また、第三次戦略計画期間中において、雇用経済情勢の急激な変化等により、さらに緊急の対応が必要となった場合は、国等関係機関とも連携しながら、迅速かつ的確に雇用・経済対策を実施していきます。

第3章 計画の推進にあたって

1 第二次戦略計画のマネジメント上の課題への対応

第二次戦略計画のマネジメント上の課題とその対応について、第三次戦略計画の策定にあたって、次のように整理しました。

(数値目標のあり方と評価のしくみ)

施策や重点的な取組の評価においては、数値目標の達成状況に加え、取組実績等も含め総合的に判断を行っているところですが、評価結果と県民の意識とに乖離があるとの指摘もあり、第三次戦略計画における数値目標の設定方法も含めた検討が求められています。また、評価の集大成として公表している「県政報告書」については、県政に関する情報の共有ツールとしての機能をより発揮できるよう改善も求められています。

こうしたことから、第三次戦略計画の数値目標については、第二次戦略計画の評価結果と県民意識の差異をふまえながら、より的確に目的を表せる指標となるよう検討を行い、必要な見直しを行っていきます。

また、「みえ政策評価システム」については、第三次戦略計画の計画案をふまえ、施策や事業の目的に対する評価を的確に行い、次の事業展開や行政経営資源の配分などの議論に活用されるよう、評価表作成から公表にいたるまで、現在のシステムを基本としつつ必要な改善を行います。

2 計画の進行管理

「みえ行政経営体系」は、「県民しあわせプラン」を着実に推進するため、2004年度（平成16年度）から運用されている行政運営のしくみです。第三次戦略計画においても計画を着実に推進するために、引き続き「みえ行政経営体系」による全体最適な県政運営を行います。

「みえ行政経営体系」は、経営品質向上活動、危機管理および環境マネジメントシステム（ISO14001）を「マネジメントのベース」に位置づけ、「広聴広報・情報マネジメント」により県民ニーズ等を把握、反映する中で、「戦略策定（P L A N）」、「戦略展開（D O）」、「評価（S E E）」のサイクルが相互に連携して的確にマネジメントされるという五つの枠組みで構成されています。

第三次戦略計画は、戦略策定の主要な仕組みに位置づけられるものであり、同戦略計画で明らかにした施策や事業は、「率先実行」や「みえ政策評価システム」によって、P L A N—D O—S E Eの進行管理を行います。

前年度の取組については、実績評価の結果をふまえ、「県政報告書」としてとりまとめ、公表するとともに、行政経営資源が効率的・効果的に活用されているかなどの観点から成果や課題を検証し、必要な見直しを検討します。「県政報告書」に対する県民の皆さんからの意見は、翌年度の県政運営の考え方をまとめた「県政運営方

針」に反映することとしています。

3 行政経営資源の見通し

行政経営資源の見通しについては、地域主権改革を推進するため、国が当面講ずべき必要な措置と今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにした「地域主権戦略大綱」(2010年(平成22年)6月閣議決定)や、2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)を対象とする国の「中期財政フレーム」(その中で、地方の一般財源の総額は、2010年度(平成22年度)の水準を実質的に確保するとしています)を示した「財政運営戦略」(2010年(平成22年)6月閣議決定)など、国の政策の動向にも注視していく必要があります。

(経営改善取組)

県では、「みえ行政経営体系」のもとで経営改善を推進するため、「みえ経営改善プラン」を策定し、2005年度(平成17年度)から2009年度(平成21年度)まで取組を進めてきました。2010年度(平成22年度)においては、その考え方をふまえながら、取組ごとに具体的な目標を定め、引き続き不断の改善に取り組んでいます。

今後の新たな経営改善の取組については、国の地域主権改革等の動向や経営改善取組の前提条件の一つとなる中期財政見通し等をふまえながら検討していきます。

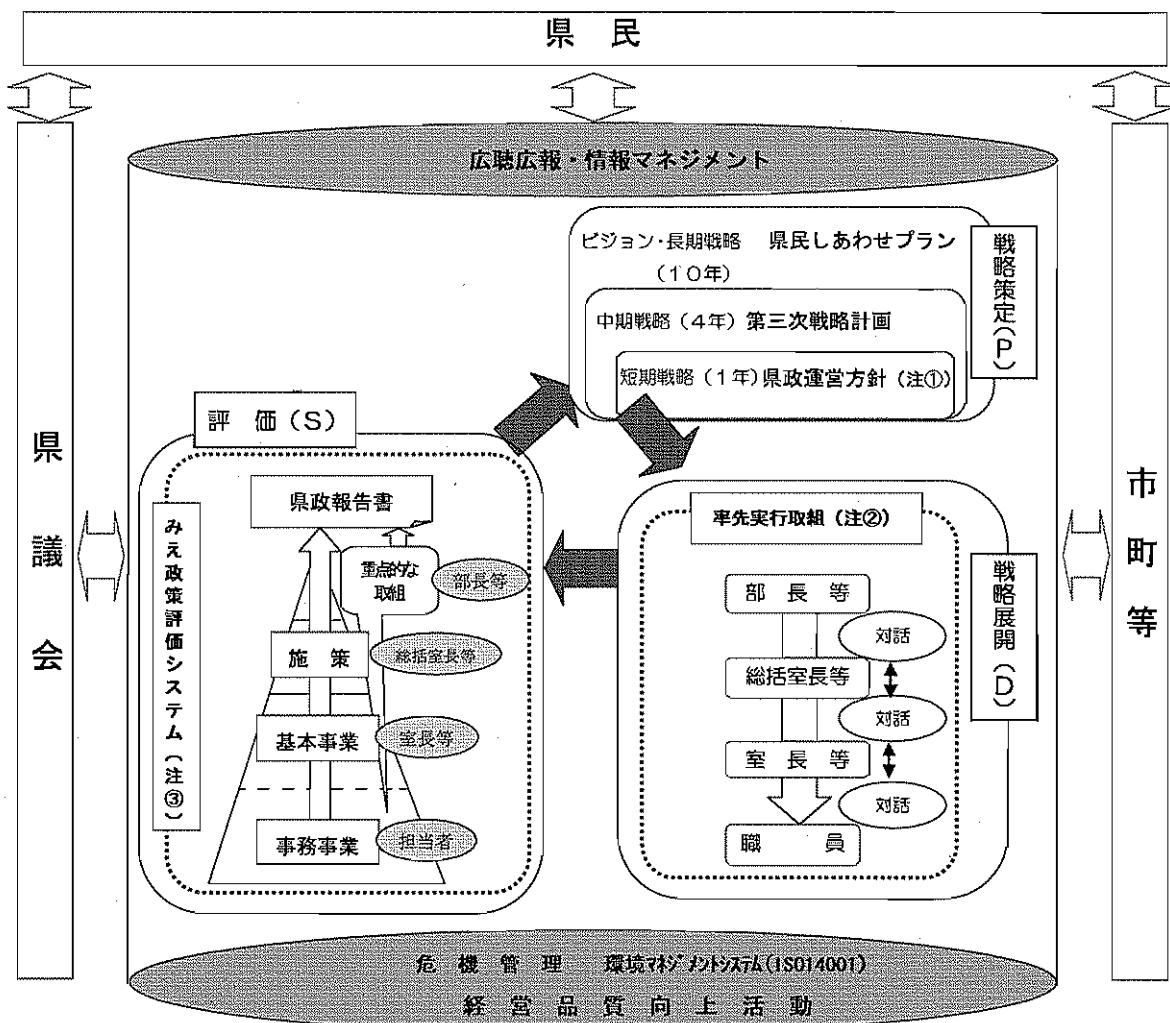
(計画期間中の財政見通し)

地方における一般財源総額の増加が見込めない中、義務的経費は高い水準で推移しており、財政構造は一層硬直化することが見込まれます。

このような厳しい財政状況の中にあっても、計画を着実に実行するため、より一層の「選択と集中」を進め、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な県政運営に取り組んでいきます。

また、国の地域主権改革等の動向は、地方の税財政運営に大きな影響を与えることから、その影響を見極め、的確に対応していきます。

図 みえ行政経営体系の進行管理のしくみ



注① 県政運営方針 (PLAN)

「県政運営方針」は、「みえ行政経営体系」に位置づけられた単年度の県政運営の指針、戦略となるものです。第三次戦略計画においては、毎年度の「みえ政策評価システム」に基づく事業効果の検証や財政状況などをふまえ、柔軟に対応して次年度の計画内容を見直します。

注② 率先実行取組 (DO)

「率先実行取組」は、職員が年度始めに、上司や部下との対話を行ったうえで、自分たちのめざすがたを明確にし、「今年度1年間で自分が何に取り組むのか」を目標に掲げて宣言する、いわば「1年間の実行計画」です。

注③ みえ政策評価システム (SEE)

「みえ政策評価システム」は、県が取り組んだ施策や事業の成果、課題などを分析し、次の展開につなげるための行政評価のしくみです。

第2編

政策・事業体系
(施策編)

施策 441 土地の計画的な利用の促進

(主担当部局：政策部)

目的 的 意 図	対象	県土が 計画的かつ適正に利用されている	
	施策目標 項 目 (主指標)	地籍調査の実施面積（累計）	目標値 現状値

【施策目標項目の説明】

- ・地籍調査を行った面積の累計（政策部土地・資源室調べ）

（現状と課題）

県土は、県民が社会経済活動を営む基盤であり、また、県民のための限られた資源です。このことからも、県民が将来にわたって安心したくらしを営めるためには、安全性の確保、自然との共生および美しさとゆとりといった観点から県土の利用が計画的かつ適正に行われる必要があります。

本格的な人口減少社会を迎える中、安全・安心、循環・共生、美しくゆとりがある県土利用を行うよう、2008年（平成20年）に「三重県国土利用計画（第四次）」を策定し、計画的な土地利用を進めているところです。

計画的な土地利用を行うためには、土地資源を適正に把握することが重要であることから、これまで市町と連携しながら、地籍調査の推進をはかってきたところですが、依然としてその進捗は全国と比較して低い状況にあり、今後も積極的に調査を推進していく必要があります。

（めざす姿）

土地の基礎情報を把握する地籍調査が着実に進むことにより、個々の土地情報が整備され、県土全般の計画的な利用の促進がはかられています。

また、「三重県国土利用計画（第四次）」および「三重県土地利用基本計画」が適切に運用され、土地利用関連諸施策が適正に行われています。

これにより、持続可能な県土管理が行われ、よりよい状態で次世代に引き継がれています。

(県の取組方向)

地籍調査については、調査の未着手や休止の市町に対し、引き続き積極的な働きかけや調査の促進をはかるための支援を行うとともに、説明会や講習会等のあらゆる機会を通じ、事業の進展に向け取り組みます。

土地区画整理事業や都市部・山間部における境界保全調査の成果等についても、地籍調査の成果に活用するため、市町や国等関係機関と連携します。

併せて、県民には「県政だよりみえ」等を通じて事業の必要性を理解していただくよう取り組みます。

また、「三重県国土利用計画（第四次）」、「三重県土地利用基本計画」等に基づく土地利用関連諸施策が適切に行われるよう管理・運営、調整を行います。

施策442 水資源の確保と効率的な総合利用

(主担当部局：政策部)

目的	対象	県民が	
的意図	いつでも安心して水を安定的に使用することができる		
施策目標項目 (主指標)	安全・安定給水の障害発生件数	目標値	
		現状値	

[施策目標項目の説明]

- ・企業庁の管理に起因して住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）や企業への給水に支障が生じた水質事故や漏水等の件数（なお、異常渇水や震災等、不可抗力による給水障害は対象としません。）（企業庁水道事業室、工業用水道事業室調べ）

（現状と課題）

近年の水資源の状況は、異常気象の頻発や降水量の減少など気候が変化していることから、水源の供給能力の確保等にも大きな影響を受けることが懸念されています。また、水質面では、生活排水等による河川・湖沼の汚濁、富栄養化等の問題が生じているなど水資源をとりまく環境が大きく変化してきています。

また、県民からは、飲料水について、「安全・安心・安定」供給が求められています。

このため、依然として残存している水道未普及地区の解消への取組、水源の汚濁対策に万全を期し、より安全な水の供給に向けた取組、渇水時や地震等の非常時においても、可能な限りその影響を最小に抑え安定して水を供給するための取組が必要となっています。

さらに、県内人口が減少に転じており、水需要が横ばいもしくは微減傾向の状況の中、広域的、多面的な視点に立った水の利活用に取り組む必要があります。

水道事業については施設の更新時期を迎えるなどその経営環境は厳しさを増しており、今後、需要者の要求に的確に応えていくためには、より一層の経営の効率化を進めるなど基盤の強化に取り組む必要があります。

（めざす姿）

県民生活や産業活動の要である水の貴重さや、水資源開発等の重要性について関心と理解が深まり、また、県民がいつでも安全・安心な水を安定的に使用することができます。

(県の取組方向)

県民に満足していただけるような安全・安心な水を安定的に供給するために、老朽化対策や震災対策等の施設整備を計画的、効率的に推進し、災害に強い施設づくりを進め、水質事故等の対応を含めた危機管理体制を強化し、非常時にも安定した水の供給が行える体制を確保するとともに、水道事業の広域化および簡易水道事業の統合を適切に指導することにより、未普及地区解消および水道事業の経営安定化に導きます。

また、「水道水質検査計画」に基づき水質基準の全項目検査を行い、水道水の安全性を確保します。

「企業庁のあり方に関する基本的方向（平成19年2月）」に沿って、水道用水供給事業および工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託を進めます。

長良川河口堰等の未利用水源については、需要開拓や用途間転用、渇水に強い地域づくりに向けた水利用の安全度の向上等多方面から検討し、有効利用に向け関係機関と連携し取り組んでいきます。

工業用水道については、地域振興に欠かせない産業基盤として、産業政策と連携した施設整備に取り組みます。

日常生活の中で、水の大切さや水源保全の必要性について意識していただけるよう、県民への情報提供等を積極的に行います。

施策443 エネルギー対策の推進

(主担当部局：政策部)

目的	対象	地域資源であるさまざまなエネルギーが	
意図	環境と調和をはかりつつ適切な組み合わせのもとに利用され、安定的に供給されている		
施策目標項目 (主指標)	新エネルギーの導入量(原油換算)	目標値	現状値

【施策目標項目の説明】

- ・県内における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の原油換算削減量（政策部土地・資源室調べ）

(現状と課題)

新エネルギーや水力発電は、エネルギー自給率を向上させるとともに、発電過程において二酸化炭素の排出が少ないとから、エネルギーの安定的な確保、地球温暖化対策への貢献に加え、成長分野であることから地域産業の振興への貢献も期待されています。

県では、「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地球温暖化対策等と連携した取組の結果、新エネルギーの利用が徐々に進んできています。

これらのエネルギーは地域の特性と密接な関係にある資源であることから、それぞれの地域の実情に応じた導入や利用を計画的に進めが必要ですが、新エネルギーは、出力の不安定性や高コスト等の課題があることから、その導入をさらに促進するには、県民、事業者、市町の新エネルギーに対する理解を一層深めていくことが必要です。

また、水力発電事業は、エネルギーの安定供給を維持しつつ効率化によるコスト縮減に努める一方で、「企業庁のあり方に関する基本的方向（平成19年2月）」に沿って、民間譲渡に向けて取り組む必要があります。さらに、RDF焼却・発電事業は、安全で安定した運転を行うための課題解決や、2017年度（平成29年度）以降の運営における課題解決に向けて取組を進める必要があります。

(めざす姿)

県民等が、新エネルギーについて理解を深め、積極的に導入がはかられています。

また、地域における環境との調和を十分配慮しつつ、安全で安定して、かつ効率的にエネルギーの供給が行われています。

(県の取組方向)

新エネルギーの導入をさらに促進するため、新たに策定する新エネルギービジョンに基づき、地域の環境に十分に配慮しつつ、県民、事業者、市町の新エネルギーに対する理解を一層深めていくよう、情報提供や多様な主体の取組への支援、普及啓発に注力します。

また、公共施設等への新エネルギーの導入を積極的に推進します。

水力発電事業については、安定した電力供給に努めるとともに、「企業庁のあり方に関する基本的方向（平成19年2月）」に沿って、民間譲渡に向けて取り組みます。

RDF焼却・発電事業については、引き続きRDFに対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行うための課題解決や、2017年度（平成29年度）以降の運営における課題解決に向けて取組を進めます。

施策512 広域的な連携・交流の推進

(主担当部局：政策部)

目的	対象	三重県と近隣府県を中心とする多様な主体が	
意図	圏域における課題や多様な課題の解決に向け取り組んでいる		
施策目標項目 (主指標)	新たに実施する連携事業の数 (累計)	目標値	
		現状値	

【施策目標項目の説明】

- ・課題の解決のために行った他府県等との連携事業の数の累計（政策部企画室調べ）

(現状と課題)

人びとの生活や経済活動が県境を越えて拡大する中、県単独では解決が難しい課題が増えていることから、複数の府県等が連携して、効率的・効果的に解決していく広域的な連携による取組の強化が求められています。近隣府県等と各種の連携事業に取り組むなど一定の成果が上がってきていますが、引き続き新たな政策課題を的確に把握し、課題の解決に向け、より一層効率的で効果的な取組を実施していくことが必要です。

地域住民が自らの判断と責任において諸課題に取り組むことができるようになるための地域主権改革が進む中、個性豊かな地域社会を創造していくため、中部圏や近畿圏といった圏域を中心とした連携や、紀伊半島や伊勢湾などにおけるさまざまな課題に応じた多様な主体との連携を通じて、課題の解決に向け取り組んでいくことが求められています。

国土形成計画および広域地方計画が策定されたことから、計画が着実に進捗するよう、関係機関とフォローアップしていくとともに、大都市圏に係る新たな制度が検討されていることから、その動向を注視し、的確に対応していく必要があります。

(めざす姿)

中部圏や近畿圏の府県等と連携し、圏域の特色や優良な地域資源を生かしながら、圏域にかかる課題や計画に的確に対応しています。

都道府県をとりまく全国的な課題や紀伊半島地域の振興、伊勢湾の再生など、さまざまな課題に対して、全国知事会や関係府県等の多様な主体と連携し、課題の解決に向け取組を進めています。

(県の取組方向)

より有益な県民サービスが提供できるよう、積極的に近隣府県等との連携事業に取り組み、圏域の特色や優良な地域資源を生かしながら、圏域のさまざまな課題に的確に対応していきます。

地域主権改革など、都道府県をとりまく全国的な課題については、全国知事会の場を活用し、積極的に提言や問題提起を行い、課題の解決や改善に向け取組を進めています。また、紀伊半島地域の振興や伊勢湾の再生などの課題に対して、関係府県等の多様な主体と連携し、課題の解決に向け取組を進めています。

施策524 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

(主担当部局：政策部)

目的	対象	三重県をよりよくする有益な情報が	
	意図	効果的に県内外に発信され、多様な主体の間で共有されている	
施策目標項目 (主指標)	県民が得たいと思う県情報が得られている人の割合	目標値	現状値

[施策目標項目の説明]

- ・県が行っている情報提供や情報公開などの広報活動を通じて、県民の方が得たい情報を得られていると感じている県民の割合（政策部広聴広報室調べ）

(現状と課題)

県民の皆さんをはじめ、多様な主体が「新しい時代の公」を担い、県政への参画を進めていくためには、県民の皆さん等の間で、十分な情報共有がはかられることが必要です。

これまで、県広報紙「県政だよりみえ」をはじめ、「新聞（報道、広告）」「ラジオ・テレビ」「ホームページ」等の広報媒体を用いて、県の施策や事業等の県政情報を適時に、かつ、わかりやすく提供するとともに情報公開にも努めてきた結果、県民の皆さんとの情報共有が進んできています。

今後とも、県民に必要なことが確実に伝わり、県民と県政、あるいは県民同士の円滑なコミュニケーションを発展させていくためには、県民ニーズを的確に把握するとともに、情報通信技術の進展等をふまえた、より効果的な広報媒体の充実をはかっていく必要があります。

(めざす姿)

県民等の個人情報が適正に管理されるとともに、県政情報が適切に受発信され、県民、企業、市町、県などとの間で一層の共有が進んでいます。

これにより、県民の皆さんが県政情報を自らのくらしに生かすとともに、県政に対する関心が高まり、県政への参画が進んでいます。

(県の取組方向)

「県政だより」「新聞」「ラジオ・テレビ」「ホームページ」「デジタル放送」などさまざまな媒体の特性を生かし、適時かつ的確に、県政運営に係る情報や課題等を発信し、県民との情報の共有を進めるなど、県民のニーズや情報技術の進展に合わせた多様な手法で広報活動を展開します。

また、地域間の交流、連携がより一層はかられることをめざし、地域に埋れた資源や地域の文化などの三重県の魅力について、県内はもとより県外にも積極的に情報発信を行います。

加えて、県民等の個人情報を適正に管理しつつ、県政運営の情報や各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供するとともに、情報公開制度などを的確に運用することにより、県民の皆さんとの情報共有を進めます。

施策525 ITの利活用におけるサービスの高度化

(主担当部局：政策部)

目的	対象	県民一人ひとりが	
	意図	いつでも、どこでも、ITを安全に安心して利用することで、さまざまな行政サービスが利用できるとともに、時間や場所に制約されない情報発信や交流・連携を行っている	
施策目標項目 (主指標)	行政手続等のオンライン化利用率	目標値	
		現状値	

[施策目標項目の説明]

- ・国の定める「利用促進対象21手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率（政策部情報政策室調べ）

(現状と課題)

ブロードバンド（高速大容量）ネットワークの進展とともに、多機能な携帯電話やデジタルテレビ等の新たな情報通信技術の普及などによって、ITの利活用環境は格段に高まりました。

行政においては、安定した情報ネットワークや情報システムを開発・運用し、積極的な情報提供や、さまざまな行政サービスの提供を行い、県民一人ひとりの、相互の情報交流を進めています。

今後は、このような情報セキュリティを万全にした情報通信技術や情報システムを、県民のだれもが、安全に安心して、いつでも、どこでも利活用しながら、県民生活の利便性を向上する取組や、新たな価値を生みだす創造的取組につなげる支援が求められています。

(めざす姿)

県民のだれもが、いつでも、どこでも、安全に安心してITを利活用し、さまざまな行政サービスを受け、県民生活の利便性が向上しています。

また、人々のくらしをより良くしていくさまざまな活動や地域の持つ魅力をみんなで高め、ITを利活用した地域からの自発的な情報発信や活発な自主活動や交流・連携により、各地域が活性化しています。

(県の取組方向)

ブロードバンドネットワークや携帯電話、地上デジタル放送のエリア拡大など、大きく改善されつつあるIT利活用環境を有効活用し、県民が必要とする行政情報や行政サービスを提供し、県民一人ひとりが、ITを自主的に利活用できるようにすることで、地域や人の交流・連携を促していきます。

このために、情報セキュリティを確保した行政情報システムや情報ネットワークの安定運用に取り組むとともに、市町や事業者と連携して県民一人ひとりの情報交流手段としてのIT利活用を促進し、情報格差の是正に取り組みます。

また、情報システム導入に際して、県全体として、効率的な投資や運用が行われるよう、最適なITガバナンスの確立をはかっていきます。

施策552 交通網の整備

(主担当部局：政策部)

目的	対象	県民が	
意図		安全で利便性が高く、環境にやさしい交通網を利用して円滑に移動している	
施策目標項目 (主指標)	県内の公共交通機関満足度	目標値	
		現状値	

〔施策目標項目の説明〕

- ・e-モニターを活用した公共交通機関に関する調査で「満足している」「やや満足している」と感じている県民の割合（政策部交通政策室調べ）

（現状と課題）

公共交通は、県民が日常生活を営む上で重要な移動手段であり、地域の活性化やまちづくりを進めるための社会基盤としての役割を担うとともに、地球温暖化対策にも寄与するなど、幅広い機能を有しています。しかし、近年のモータリゼーションの進展等による利用者の減少等により、路線廃止・減便等が進むなど公共交通をとりまく環境は厳しくなってきています。このため、国における移動権の保障等公共交通に関連する施策等の動きに的確に対応するとともに、地域の生活交通のネットワーク化や利便性を高めるなどの取組をより一層進める必要があります。

また、今後の地域社会の活性化には県内外との交流がますます重要になってきており、広域・高速で地域間を結ぶ交通網の整備・活用を進める必要があります。

（めざす姿）

地域の公共交通を社会全体で支え、誰もが利用でき、円滑に移動できる持続的な交通体系の構築に向けて取組が進んでいます。

地域や都市間を高速で結ぶ空港や高速道路、高速鉄道等を活用し、県内各地や県内外、国内外との交流を活発化させる取組が進んでいます。

(県の取組方向)

地域の重要な移動手段であるバスについては、地域の公共交通は地域でつくり、守り、育てるとの意識を醸成するとともに、地域ニーズを反映した確保策や各主体の役割分担、県の支援のあり方について、市町や関係者等と検討しその結果をふまえ取組を進めます。また、鉄道については、市町や関係者と連携して、路線の維持確保や利便性向上を鉄道事業者等へ働きかけるとともに、鉄道事業者等が行う安全性向上やサービス改善のための鉄道施設整備等を促進するための支援を行います。さらに、県内の公共交通の利便性を向上させるため、ネットワーク化を推進していきます。なお、JR名松線の復旧については、関係者や地元とともに対応していきます。

広域・高速交通ネットワークの一つである関西国際空港および中部国際空港については、関係府県や地元とともに利用促進や国際拠点空港としての機能の充実・強化の促進に努めます。また、リニア中央新幹線、伊勢湾口道路、東海南海連絡道については、引き続き、実現に向けた広報活動を行うとともに、国や関係機関への働きかけ等を関係都府県や市町とともにに行っていきます。鳥羽伊良湖航路については存続のための支援策を実施していきます。

- V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造
- V-2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進
 - V-2-1 NPOの参画による地域社会づくりの推進
 - V-2-2 分権型社会の実現**
 - V-2-3 参画と協働による景観まちづくりの推進
 - V-2-4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進
 - V-2-5 ITの利活用におけるサービスの高度化

施策522 分権型社会の実現

(主担当部局：政策部)

目的 的 意 向	対象	市町と県が	
	役割分担を明確にして、行政能力の向上をはかりながら自主性、自立性を高め、住民参画を進めつつ、連携しながら効率的かつ効果的な行政運営を行っている		
施策目標 項 目 (主指標)	市町への権限移譲事務数	目標値	現状値

〔施策目標項目の説明〕

- ・年度末までに権限移譲が確定した1市町あたりの平均権限移譲事務数（政策部市町行財政室調べ）

〔現状と課題〕

国では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことをを目指しており、地域主権社会の実現には、国の改革をめぐる議論や取組等を注視し、適切に対応していくことが求められます。

県では、これまで市町との対等・協力の関係づくりや一層の連携の強化、市町の自主性・自立性の向上をはかるための取組を進めてきたところですが、引き続き、これらの取組を一層進めていく必要があります。特に、法令による権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどにより、住民に最も身近な基礎自治体である市町が、地域経営の総合的な主体として、地域課題に対応していくことが、より一層求められています。

県は、市町との連携を強化し、適正な役割分担のあり方などを協働で検討していくとともに、市町の主体的な住民自治の取組への支援を強化する必要があります。

また、合併した市町の状況や課題の把握に努め、県と市町で協議・検討を行なながら、国等と連携し、合併市町の円滑な行財政運営に向け、必要な助言・支援等を行っていく必要があります。

市町の行財政運営の厳しい状況の続くことが予測される中、県は、合併市町や条件不利地城市町等が基礎自治体として自主性・自立性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営が行えるよう支援する必要があります。

〔めざす姿〕

市町は、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を高め、住民参画のもと自治能力を向上させ、効率的かつ効果的な行財政運営を行っています。

県は、市町との適切な役割分担のもと、広域自治体としての県民サービスの向上に取り組んでいます。

市町、県が、住民自治のまちづくりに向けた役割を果たしています。

(県の取組方向)

県から市町への権限移譲については、市町の自主性・自立性の向上、住民の利便性向上をはかるため、国の改革の動きをふまえながら、円滑かつ効果的な権限移譲の実現に向けて、市町とも十分な協議・検討を行いながら、新たに見直す「三重県権限移譲推進方針」に基づき、推進をはかります。また、市町の主体的な住民自治の取組を支援します。

国の改革の動きに対して、県と市町とが密接に協働・連携しながら、的確に対応していくとともに、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、行政能力の向上、県と市町との連携の強化、役割分担の見直しなどの検討を進めます。

合併した 16 市町に対して合併支援交付金制度に基づく財政支援を行います。また、新市町建設設計画に記載された県事業の推進をはかり、合併市町の新しいまちづくりを支援するとともに、県内市町の自主的な合併の円滑化を支援します。

地方が自己決定、自己責任の原則に基づき、多様で個性豊かな地域づくりを進めていくためには、安定的な財政運営が必要ですが、不況による税収減や医師不足を主な原因とする市町の病院事業会計における資金不足の発生など、市町の財政運営は予断を許さないものがあります。このため、今後も引き続き、国の動きなどを注視しながら、地方交付税や地方債、地方公営企業に関する適切な助言・支援を行うとともに、市町の行財政改革の取組についても、自主性・自立性の確保の観点から適切な助言・支援を行います。

施策531 地域の特性を生かした地域づくり

(主担当部局：政策部)

目的 意図	対象	地域社会を支える多様な主体が協働して地域づくりを展開し、地域社会が住民の生活の場として魅力あるものとなっている	
	施策目標項目 (主指標)	地域の活動などに参加している住民の割合	目標値 現状値

[施策目標項目の説明]

- ・e - モニターを活用した調査で、N P O やボランティア、地域の活動などへの参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合い参加している」と答えた人の割合（政策部地域づくり支援室調べ）

(現状と課題)

少子高齢化が進展する中、地域社会が住民の生活の場として魅力あるためには、多様な主体の協働による、地域の資源や特性を生かした活動が活発に行われ、個性豊かで活力のある地域社会の実現をはかっていくことが重要となります。

本県では、「三重県地域づくり推進条例」に基づく地域づくりのしくみとして、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」と「美し国おこし・三重」の取組を位置づけており、これらの取組を活用し、多様な主体による自立・持続可能な地域づくりへつなげていく必要があります。過疎・離島・半島地域等においては、依然として人口減少や高齢化の進展、地域経済の停滞が深刻な状況にあり、安全・安心な地域でのくらしを維持するための地域づくりを進めていく必要があります。

また、特定地域の振興については、関係機関との連携のもと、時代の変化への対応もふまえ、地域のニーズに合った利活用を進めていく必要があります。

宮川流域においては、流域づくりとして宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでいますが、地域課題の解決に向け、引き続き地域と協働した取組が必要です。

(めざす姿)

地域住民、企業、N P O 、県・市町等の多様な主体がそれぞれの役割分担のもとに、協働して地域の自然環境、伝統や文化等の地域の資源や特性を生かした地域づくりを進め、住民の生活の場として魅力ある地域社会が形成されています。

(県の取組方向)

多様な主体による地域づくりの取組が推進されるよう、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、県と市町が連携して課題解決に向けて取り組みます。

暮らしたい、暮らしつづけたい、訪れたいと思える地域づくりに向けて、「美し国おこし・三重」の取組をとおして特色ある地域資源を活用した地域づくりを支援するとともに、地域をより良くしていこうとする住民の皆さんの活動を集約・披露するイベントを行うことで、地域の魅力や価値を高め、多様な交流を促進します。

過疎・離島地域等の自立促進にあたっては、「三重県過疎地域自立促進計画」および「三重県離島振興計画」を着実に実施するとともに、市町の過疎地域自立促進計画の取組を支援します。

特定地域の振興策としては、関係機関との連携により企業誘致の支援や土地利用の検討を行っていきます。木曽岬干拓地については、当面の利用に向けた整備を進めるとともに、将来の都市的土地区画整理事業の検討を進めます。

宮川流域の地域課題については、関係部局と連携して対応するとともに、「宮川流域ルネッサンス協議会」の取組に多様な主体の一員として参画し、地域の資源を生かした個性豊かで活力ある地域づくりを促進します。

施策 5.3.3 東紀州地域の振興

(主担当部局：政策部東紀州対策局)

目的	対象	東紀州地域が	
意図	地域の自然や歴史とともに生きるくらしを大切にしながら、地域経済を活性化し地域社会を健全に維持している		
施策目標項目 (主指標)	東紀州地域にかかる一人あたりの観光消費額	目標値	
		現状値	

[施策目標項目の説明]

- ・東紀州地域において観光客が消費する一人あたりの平均利用額（農水商工部観光局観光・交流室「三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業報告書」）

(現状と課題)

東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が低迷しており、就労の場が少ないことから、若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が低下しています。このままでは県内他地域との経済的な格差がますます拡大するだけでなく、地域社会そのものが維持できないことも危惧される状況にあります。

一方、1993年度（平成5年度）の東紀州地域活性化調査以降、東紀州体験フェスタ（1999年度（平成11年度））、熊野古道の世界遺産登録（2004年度（平成16年度））、海洋深層水など新たな地域資源の開拓、集客交流施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設のオープン、高速道路網整備の進展、世界遺産登録5周年事業の実施、国の東紀州地域観光圏整備実施計画認定など、これまでのさまざまな取組の成果が着実にあらわれはじめています。

のことから、今後も、県政の最重要課題の一つである東紀州地域の振興を進めていく必要があります。

(めざす姿)

東紀州地域は、豊かな歴史風土の中で、ゆとりのあるくらしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域として、誇りを持って生きがいのある生活がおくれる持続可能な地域づくりをめざし、地域の自然や歴史とともに生きるくらしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

(県の取組方向)

2013年（平成25年）までの高速道路ネットワークの概成に向けた道路網の整備、2014年（平成26年）の「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録10周年および2015年（平成27年）3月までの5年間の東紀州地域観光圏整備事業などは、今後、地域活性化と地域づくりにとって、大きなチャンスです。

このため、高速道路ネットワークを引き続き整備促進するとともに、地域と一体となって総合的に観光振興、産業振興およびまちづくりを推進するしくみである東紀州観光まちづくり公社を最大限活用していきます。併せて、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を十分活用しながら、さまざまな活性化の取組を推進します。

さらに、東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ自然、歴史、文化など観光に生かせる優れた資源を有しています。これらの地域の宝を磨いていくことが、地域の誇りを高めるとともに、宿泊業や飲食業など観光に関連する産業、農林水産業など地域に根ざした産業の振興につながります。そのために、地域の宝に気づき、守り、生かしていく集客交流の取組を推進します。

東紀州地域の主要産業である第一次産業は、社会経済情勢の変化により長く低迷していますが、高速道路網整備の進展や観光振興の推進により、これら産業を活性化するチャンスが生まれています。地域資源を生かしながら高付加価値化を進めるとともに地域産品の販売促進をはかるなど、地域の資源を生かした産業振興を促進します。